

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次ページ

規 則

○北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則……………（中小企業課） 1

規 則

北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年8月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第73号

北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道地域商業の活性化に関する条例（平成24年北海道条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一の建物）

第2条 条例第2条第2号の一の建物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

（1）屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって2以上の部分に隔てられ、機能が一体となっていないときは、その隔てられたそれぞれの部分）

（2）位置が隣接し、又は近接する2以上の建物であって、機能が一体となっているもの（基準面積）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める面積は、6,000平方メートルとする。

（新設の届出）

第4条 条例第18条第1項の規定による届出は、別記第1号様式の特定小売事業施設新設届出書を提出して行うものとする。

2 条例第18条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）特定小売事業施設の新設の予定地である土地及びその周辺の土地の利用の現況
- （2）特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置
- （3）特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分ごとの床面積

（4）特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村（許可、認可その他の処分）

第5条 条例第18条第3項（条例第19条第5項において準用する場合を含む。）の規則で定める処分は、次に掲げるものとする。

- （1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認
- （2）森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可
- （3）農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可
- （4）農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出の受理
- （5）都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の許可
- （6）大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出の受理
- （7）大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（同法第5条第1項第4号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）の受理
- （8）景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項の規定による届出の受理（市町村の範囲）

第6条 条例第18条第4項（条例第19条第5項において準用する場合を含む。）の規則で定める市町村は、条例第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る特定小売事業施設に限り、当該届出に係る条例第18条第1項第7号の集客を予定している区域（条例第19条第1項の規定により当該区域の変更の届出があった場合は、変更後の区域）の所在する市町村であって、立地市町村及び立地市町村に隣接する市町村以外のものとする。

（軽微な変更）

第7条 条例第19条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）店舗面積の合計及び延べ床面積を減少させる変更（減少後の店舗面積の合計を第3条に規定する面積以下とするものを除く。）
- （2）店舗面積の合計又は延べ床面積を増加させる変更であって、増加後の店舗面積の合計又は延べ床面積が、いずれも次のア又はイに掲げる場合に応じ当該ア又はイに定める店舗面積の合計又は延べ床面積（以下これらをこの号において「基礎面積」という。）に基礎面積に100分の50を乗じて得た面積を加えた面積を超えないもの
ア 条例第18条第1項の規定による届出をしている場合であって、条例第19条第2項の規定による届出をしていないとき 条例第18条第1項の規定による届出に係る店舗面積の合計又は延べ床面積
イ 条例第19条第2項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る増加後の店舗面積の合計又は延べ床面積
（届出事項の変更の届出）

第8条 条例第19条第1項又は第2項の規定による届出は、別記第2号様式の特定小売事業施設変更届出書を提出して行うものとする。

2 条例第19条第4項の規則で定める事項は、第4条第2項各号に掲げる事項のうち、変更し、又は変更しようとする内容に係るものとする。

（新設の中止の届出）

第9条 条例第19条第3項の規定による届出（店舗面積の合計を第3条に規定する面積以下とする変更をすることにより特定小売事業施設の新設をしないこととした場合に係る届出を含む。）は、別記第3号様式の特定小売事業施設新設中止届出書を提出して行うものとする。

（出店計画説明会及び地域貢献計画説明会の開催）

第10条 条例第20条第1項の出店計画説明会及び条例第27条第1項の地域貢献計画説明会は、条例第21条第2項に規定する関係市町村の住民等を対象に開催するものとする。

2 条例第20条第1項又は第2項の規定により出店計画説明会を開催しようとする者及び条例第27条第1項又は第2項の規定により地域貢献計画説明会を開催しようとする者は、それらの開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係市町村の長の意見を聴くことができる。

3 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別記第4号様式の出店計画（地域貢献計画）説明会開催通知書により行うものとする。

4 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に広告物を折り込む方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該公表の内容を周知させるための方法として知事が適当と認める方法

5 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 特定小売事業施設の名称
- (2) 特定小売事業施設の所在地
- (3) 条例第20条第1項に規定する新設届出者等又は条例第27条第1項に規定する計画提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (4) 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域（市町村の名称）
- (5) 出店計画説明会又は地域貢献計画説明会の開催を予定する日時及び場所
（出店計画説明会及び地域貢献計画説明会の開催の報告）

第11条 条例第20条第4項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定によ

る報告は、別記第5号様式の出店計画（地域貢献計画）説明会開催報告書を提出して行うものとする。

2 前項の出店計画（地域貢献計画）説明会開催報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表をしたことを証する書面

(2) 出店計画説明会又は地域貢献計画説明会において配付した資料
（地域貢献活動計画の作成及び提出）

第12条 条例第25条第1項（条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第4項の規定による地域貢献活動計画の作成及び提出は、別記第6号様式の地域貢献活動計画書により行うものとする。

（変更後の地域貢献活動計画の提出）

第13条 条例第30条第1項（条例附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の地域貢献活動計画の提出は、別記第7号様式の地域貢献活動計画書（変更後）により行うものとする。

（地域貢献活動実施状況の報告）

第14条 条例第32条第1項（条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合及び条例附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、別記第8号様式の地域貢献活動実施状況報告書を提出して行うものとする。

（地域貢献活動に関する協定の公表）

第15条 条例第33条第2項（条例附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、当該特定小売事業施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出）

第16条 条例第34条第1項の規定による特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出は、別記第9号様式の特定小売事業施設撤退報告書により行うものとする。

（書類の経由等）

第17条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本1通及び副本1通とし、全て当該特定小売事業施設の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長（当該提出に係る特定小売事業施設の所在地が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたるときは、そのいずれかの総合振興局又は振興局の長）を経由しなければならない。

附 則

この規則中第1条及び第2条の規定は公布の日から、その他の規定は平成24年10月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

特定小売事業施設新設届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地域商業の活性化に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設をするので届け出ます。

記

特定小売事業施設	名称			
	新設の区分	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更		
	所在地			
	敷地面積	㎡		
	店舗面積の合計	㎡		
	延べ床面積	㎡		
	主要出店予定小売店舗			
	その他の出店予定小売店舗			
	小売店舗以外の施設の 種類及び床面積	㎡		
	集客予定数	年・月・日当たり	約	人
	集客予定区域(市町村)			
	集客予定数及び集客予定区域の根拠	市・町・村から	約	人
		市・町・村から	約	人
		市・町・村から	約	人

規則第5条各号に掲げる許可等に係る申請又は届出を行う日	許可等の名称	申請又は届出を行う日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
新設の予定地の開発行為の着手予定日	年 月 日	
新設、増築、改築又は用途変更の着手予定日	年 月 日	
営業を開始する日	年 月 日	
地域貢献活動の実施に係る基本方針		

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

添付書類

- 1 新設予定地である土地及びその周辺の土地の利用の現況を示す図面
- 2 特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置を示す図面
- 3 特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分ごとの床面積を示す図面
- 4 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村を示す図面

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

- 2 「新設の区分」欄は、該当するものに○印を付すこと。
- 3 「規則第5条各号に掲げる許可等に係る申請又は届出を行う日」欄は、該当する

許可等の全てについて記載すること。

4 「営業を開始する日」欄は、店舗により営業を開始する日が異なる場合は、最も早いものを記載すること。

5 「地域貢献活動の実施に係る基本方針」欄は、地域貢献に対する考え方、活動の目指す方向等について記載すること。

別記第2号様式（第8条関係）

特定小売事業施設変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第19条第1項（第2項）の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設に係る届出事項を変更した（変更する）ので届け出ます。

記

特定小売事業施設の名称			
特定小売事業施設の新設の届出年月日		年 月 日	
特定小売事業施設の新設に係る届出事項の変更	変更（予定）年月日	年 月 日	
	変更事項	変更前	変更後
	変更内容		
	変更理由		

<担当者連絡先>

所属名	
-----	--

職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

添付書類

次の図面のうち変更事項に関するものを添付すること。

- 1 新設予定地である土地及びその周辺の土地の利用の現況を示す図面
- 2 特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置を示す図面
- 3 特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分ごとの床面積を示す図面
- 4 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村を示す図面

注 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

別記第3号様式（第9条関係）

特定小売事業施設新設中止届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第19条第3項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設をしないこととしたので届け出ます。

記

特定小売事業施設の名称	
特定小売事業施設の新設の届出年月日	年 月 日
新設をしないこととした理由	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

別記第4号様式（第10条関係）

出店計画（地域貢献計画）説明会開催通知書

年 月 日

北海道知事 様
関係市町村長 様

通知者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第20条第3項（第27条第4項において準用する同条例第20条第3項）の規定により、次のとおり出店計画（地域貢献計画）説明会を開催するので通知します。

記

説明会の区分	出店計画説明会 ・ 地域貢献計画説明会
特定小売事業施設の名称	
特定小売事業施設の所在地	
特定小売事業施設の新設の届出年月日	年 月 日
地域貢献活動計画書の届出年月日	年 月 日
説明会開催日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分

説明会開催場所	
特定小売事業施設に係る集客予定区域（市町村）	

＜担当者連絡先＞

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「通知者」欄は、連名で記載すること。

- 2 「説明会の区分」欄は、該当するもの（条例第27条第3項の規定により地域貢献計画説明会と出店計画説明会を併せて開催する場合には、両方）に○印を付すこと。
- 3 「特定小売事業施設の新設の届出年月日」欄は、届出事項の変更の届出をした場合は、当該届出をした年月日を括弧書きで付記すること。

別記第5号様式（第11条関係）

出店計画（地域貢献計画）説明会開催報告書

年 月 日

北海道知事 様

報告者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第20条第4項（第27条第4項において準用する同条例第20条第4項）の規定により、次のとおり出店計画（地域貢献計画）説明会を開催したので報告します。

記

説明会の区分	出店計画説明会 ・ 地域貢献計画説明会
--------	---------------------

特定小売事業施設の名称			
特定小売事業施設の所在地			
特定小売事業施設の新設の届出年月日		年 月 日	
地域貢献活動計画書の届出年月日		年 月 日	
説明会開催結果の概要	開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	開催場所		
	説明者	(職名) (氏名)	
	出席者数		
	議事概要		
出席者による意見の概要			
当該意見についての見解			
＜担当者連絡先＞			
所属名			
職・氏名			
電話番号			
電子メールアドレス			
添付書類			
1 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表をしたことを証する書面			

2 出店計画（地域貢献計画）説明会において配付した資料

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

2 「説明会の区分」欄は、該当するもの（条例第27条第3項の規定により地域貢献計画説明会と出店計画説明会を併せて開催する場合には、両方）に○印を付すこと。

3 「特定小売事業施設の新設の届出年月日」欄は、届出事項の変更の届出をした場合は、当該届出をした年月日を括弧書きで付記すること。

4 「議事概要」欄は、説明内容、発言内容等の概要を記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

別記第6号様式（第12条関係）

地域貢献活動計画書

年 月 日

北海道知事 様

提出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地域商業の活性化に関する条例第25条第1項（附則第4項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画書を提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	
所在地	
敷地面積	m ²
店舗面積の合計	m ²
延べ床面積	m ²
主要（出店予定）小売店舗	

その他の（出店予定）小売店舗	
小売店舗以外の施設の種類	
集客予定区域（市町村）	

2 地域貢献活動の実施に関する計画

項 目	活動内容	実施時期	具体的な取組

3 地域貢献活動の担当者

所属名	
職・氏名	
電話番号等	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	

電子メールアドレス	
-----------	--

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「2 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

別記第7号様式（第13条関係）

地域貢献活動計画書（変更後）

年 月 日

北海道知事 様

提出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	
所在地	
地域貢献活動計画書の提出年月日	年 月 日

2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	年 月 日
変更の理由	

3 変更後の地域貢献活動計画

(1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項 目	活動内容	実施時期	具体的な取組

(2) 地域貢献活動の担当者

所属名	
職・氏名	
電話番号等	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。
- 2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。
- 3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載

を省略し、別添資料として添付すること。

別記第8号様式（第14条関係）

地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

北海道知事 様

報告者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり 年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	
所在地	

2 地域貢献活動の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 地域貢献活動の実施の状況

項 目	活動内容	実施時期	実 績

4 地域貢献活動の担当者

所属名	
職・氏名	
電話番号等	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

2 「3 地域貢献活動の実施の状況」は、地域貢献活動計画書（別記第6号様式）の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」（条例第30条第1項（条例附則第5項において準用する場合を含む。）の規定により変更後の地域貢献活動計画を提出した者にあつては、地域貢献活動計画書（変更後）（別記第7号様式）の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」）の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

別記第9号様式（第16条関係）

特定小売事業施設撤退報告書

年 月 日

北海道知事 様

報告者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の撤退を決定したので特定小売事業施設撤退報告書を提出します。

記

特定小売事業施設の名称		
特定小売事業施設の所在地		
撤退の概要	撤退の時期	年 月 日（予定）
	撤退の理由	
撤退後の対応		

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

2 「撤退後の対応」欄は、後継店舗の確保、施設の管理方法等について記載すること。
